



with

No.260

平成25年11月発行

いっしょに

文字の「かくれんぼ」

小林真澄 創作文字絵の世界



どんな文字で描かれているでしょうか

- 平成26年度税制改正提言事項
- 「インターネットでセミナー受講」のご案内
- 事業活動スケジュール
- 県税事務所からのお知らせ
- 健康クリニック②「余命の告知」
- 西さがみ再発見!「古(いにしえ)の城たすね歩き④」
- 租税史あれこれ⑥「広報活動の充実・ラジオ放送と街頭録音」
- 労働基準監督署からのお知らせ
- ふれあいいいんふおめーしょん

持続可能な社会保障制度を確立し、国民の将来不安の払拭を！

法人会はこのほど、来年度の税制改正に向けた提言をまとめました。有史以来60年近くに亘り、毎年、提言をまとめ、法人会は政府や関係省庁に実現を求めて要望運動を続けてきています。

I. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

我が国は少子高齢化が進んで最速のスピードで進む一方、財政が突出して悪化している。

社会保障の「給付」と「負担」のギャップ拡大が続いてきたのが主因で、これを抜本的に是正しなければ社会保障制度も財政も持続可能とならない。

それは国民の間に将来不安を醸成し、消費や金利、企業行動に悪影響をもたらすなど、日本経済自体にも深く関係するのである。

今回の一体改革はこうした問題解決に向け一歩を踏み出したわけだが、まだ「給付」と「負担」のギャップは途方もなく大きい。

まずは可能な限り「給付」を重点化・効率化で抑制すると同時に、「負担」では経済の好転をみながら消費税の2014年4月に8%、15年10月に10%という引き上げスケジュールを着実に実行することが必要となる。

そして、中長期的には望ましい「給付」と「負担」のあり方について、もともと根本から議論を行っていく必要がある。

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

わが国の社会保障は「福祉」「低負担」とされる。

しかも、今後の社会保障給付は高齢化社会の急進展で急速な増大が見込まれている。

それは年金以上に医療、介護分野で顕著だ。その財源を公費負担に頼ることになれば、消費税などをいくらか増税しても追いつかない。

つまり、指摘したように、いかに給付を「重点化・効率化」によって抑制し、同時にどう公費以外の公平で適正な負担を確保していくかが極めて重要になる。

(1) 年金については、「支給開始年齢の引き上げ」「高所得者の年金給付の削減」「マクロ経済スライドのデフレ対応」等、抜本的な施策を実施すべきである。

(2) 医療については、成長分野と位置付けて大胆な規制改革を行う必要がある。

また、急増が見込まれる給付については、診療報酬(本体)体系、高齢者の窓口負担を見直すとともに、後発医薬品(ジェネリック)の使用促進を強化するなど思い切った抑制を図る。

(3) 介護保険については、真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付のあり方を見直すべきである。

(4) 生活保護については、国民の不公平感や不信感が高まっていることから、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など適正な運用が不可欠である。



また、生活保護受給者の自立を高めるための雇用支援も重要である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的と考える。

(6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率の引き上げに当たっては、景気に十分配慮するだけでなく、円滑な価格転嫁など混乱を防止する環境整備が極めて重要と考える。

それは国民生活のみならず企業、とくに中小企業の活動を大きく左右するからである。

政府は消費税転嫁対策特別措置法などで一定の対応をしようとしているが、その実効性は判然としない。混乱が生じた場合は、速やかに新たな対策を講じら

れるよう用意周到な準備を求めたい。

(1) 消費税率の引き上げに当たっては、価格決定プロセスにおいて立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、転嫁対策特別措置法以外にも実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面（税率10%程度までは）は単一税率が望ましい。

また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。

(3) 低所得者対策として実施が見込まれている「簡素な給付措置」については、給付の対象や方法を十分考慮し、ばらまき政策とならないよう強く求める。

3. 財政健全化に向けて

安倍政権は3本の矢で構成されるアベノミクスによるデフレ脱却と財政健全化

の両立を掲げている。

仮にデフレから脱却できたとしても、財政が持続可能でなければ国債への信認が失われ長期金利の急上昇などにより、アベノミクス自体さえ崩壊する危険性がある。

そういう意味で、本来なら財政健全化は4本目の矢として位置付けられてもいほど重要である。

先進国で突出して悪化している財政を健全化するには、少なくとも2015年度に国・地方を含めた基礎的財政収支赤字の対GDP比半減、20年度黒字化という健全化目標を達成し、長期債務残高対GDP比を安定的に引き下げねばならない。これは国際公約でもある。

目標を達成するには、向こう3年間の新規国債発行枠と基礎的財政収支対象経費の歳出上限を定めた民主党政権時代の「中期財政フレーム」に代わるもっとも強い固な財政規律が求められている。

(1) 財政健全化目標の達成は増税や税の自然増収のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠

といえる。

そのためには各歳出分野別に削減目標を定め、その達成に向けた具体的方策と工程表を示すなど強固な財政規律が必要である。

(2) 消費税率の引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要になるが、それが財政健全化を阻害しないよう十分注意すべきである。

(3) 国債の信認は金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

4. 行政改革の徹底

行政改革への取り組みは従前に増して重要になっている。

消費税引き上げは社会保障の安定財源確保と財政健全化の観点から重要だが、国民に痛みを求めることに変わりはない。

また、行政改革の徹底は消費税引き上げの前提ともなっている。

ならば、「まず隗より始めよ」の精神に基づき地方

を含めた政府、議会が自ら身を削るのは当然である。にもかかわらず、改革の取り組みは遅々としている。直ちに期限を定めて改革を断行するよう求める。

(1) 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制

(2) 国・地方公務員の人員削減、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減

(4) 民間にできることは民間に任せるなど、積極的な民間活力導入を行って成長につなげる。

5. 今後の税制改革のあり方

社会保障と税の一体改革では消費税の引き上げのほか、所得税では最高税率の引き上げ、資産税については相続税の最高税率の引き上げと基礎控除の引き下げが行われた。

しかし、最高税率引き上げなどには消費税引き上げに対する反発を緩和する側面が指摘されるなど、税制抜本改革と位置付けた割には体系的議論を欠いた印象が強い。

今後の税制改革に当たっ

ては、①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性、②経済の持続的成長と雇用の創出、③少子高齢化や人口減少社会の急進展、④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化などにどう対応するかという視点を踏まえ、法人税や所得税などを抜本的に見直していくことが重要である。

6. 共通番号制度の導入について

社会保障・税の共通番号制度であるマイナンバー法が成立したが、その運用に当たっては国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいくことが必要である。

また、社会保障と税、災害対応となっている利用範囲をどこまで広げるかは今後の重要な課題であり、多角的で広範な議論が求められる。運用に当たっては個人情報保護の徹底に努め、制度の適切な運用を担保する措置を講じるとともに、コスト意識をもつことを強く指摘したい。

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

長引くデフレからの脱却と強い日本経済の構築を目的とする安倍政権の経済政策「アベノミクス」に対する産業界の期待は大きい。

ただ、目的を達成するには「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」という3本の矢が一体的に実行されなければならない。

1 本目の矢である日銀による金融の異次元緩和は株高・円安の流れを呼び込み、10兆円の財政出動を伴った昨年度補正予算を含む2本目の矢も一時的にGDPを押し上げつつある。

しかし、これはあくまで呼び水の効果に近く、賃金上昇と設備投資に支えられた力強い自律回復軌道に乗せるには、3本目の矢である成長戦略が極めて重要になる。

成長戦略が実効性を発揮しなければ、多くの識者が指摘するように国民や企業が豊かさを実感できないどころか、物価上昇と財政信頼の揺らぎによる成長を伴わない悪い金利上昇を招き、

逆に成長の足も引つ張りかねない。

産業界や日銀の首脳が再三にわたって成長戦略の重要性を指摘しているのは、このためであろう。

政府が今年6月にまとめた成長戦略は、1人当たり国民総所得を10年後に150万円増やすことや3年間で民間投資を年間70兆円にするなどの高い数値目標を掲げた。

しかし、目標達成につなげる政策とデータの裏付けは明確でない。

一方、税制では投資減税を来年度税制改正より前倒しして実施する方針という。

しかし、対象は大企業中心とみられ中小企業への効果は薄い。

また、賃金引き上げや設備投資を促す効果があるといわれる肝心の法人実効税率引き下げも、まだ具体的な方針が示されていない。

成長戦略はこれまでの政権でも何度も策定されたが、効果は曖昧なまま終わっている。

今回はアベノミクスの中

で最も重要な役割を果たすだけに、失敗は許されない。

そのためには、「PDC A（計画、実行、評価、改善）サイクル」の手法を取り入れ、経済財政諮問会議などの場で政策遂行の過程と成果を数値化して検証することが不可欠である。

1. 法人税率の引き下げ

法人実効税率は平成23年度税制改正により35・64%と5%引き下げられたが、復興財源に充てる特別法人税が課されたため、実質的には平成27年4月からの実施となる。

しかも、アジア、欧州各国では近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われている。

我が国の引き下げにより先進国で最も高い税率となった米国も、オバマ政権が30%以下に引き下げる案を打ち出した。

このままでは再び我が国が最も高い税率となり、各国との税率格差は依然として解消しない。

また、法人税に社会保険料を加えた企業負担の国際

比較では、わが国は必ずしも高くないとの指摘もあるが、年々、社会保険料が引き上げられていく状況を加味すると、企業の負担感が高まっている。

こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が促進され、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。

こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきである。

(1) 法人実効税率20%台の実現

わが国の立地条件や競争力強化などの観点から、法人税率のさらなる引き下げを行い、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の実効税率を実現するよう求める。

(2) 中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化するよう求めるとともに、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げるよう求める。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業はわが国経済の礎であり、また、地域経済の担い手である。

その中小企業が時代や環境の変化、特にグローバル化の流れの中で存在感を確保し、経済社会への貢献を続けることができるような税制の確立が求められる。

(1) 中小企業の活性化に資する税制措置の本則化等

「中小企業投資促進税制」と「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」措置を本則化するとともに、成長戦略の一環として以下の通り制度の拡充を求める。

① 中小企業投資促進税制の拡充

- ・ 特別償却率および税額控除率の大幅引き上げ
- ・ 対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める

- ・ 税額控除適用の対象企業を「資本金1億円以下」に引き上げ

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

(2) 交際費課税の見直し

平成25年度税制改正において拡充された交際費課税の特例の適用期限（平成25年度末）を延長するように求める。

また、資本金規模に関わらず全ての企業を対象とすべきである。

(3) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、特に報酬等の改定には厳しい制約が課されている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるとの見直しすべきである。

②同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業活力を与える観点から、同族会社における役員の利益連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

3. 事業承継税制の拡充

わが国企業の大半を占め

る中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。

その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が行われたことは評価できるものの、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分であることから、さらに以下の点について見直しを求めたい。

(1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。

②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除するように見直す。

(2) ③対象会社を拡大する。事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

わが国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

Ⅲ. 国と地方のあり方

地方分権は我が国の行政システム面での硬直性は正や地域経済活性化の観点から必然的流れになっているが、依然として具体的議論は深化していない。

分権化を加速させるには、国と地方の役割分担とそれに対応する行財政のあり方を明確にしていかなければならない。

地方分権は権限を地方に移行することだが、同時に地方の責任も増すことを意味する。

つまり、分権には地方が国依存から脱却し、自立・自助の体質を構築することが何より重要なのである。

国の財政は破たん寸前だが、地方財政は黒字である。そうした中でも国は借金によって地方交付税を加算しているし、消費税の引き上げ率も地方が国を

とくに、事業に資する相続については、事業従事者条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する制度の創設を求める。

上回る状況にある。

にもかかわらず、地方の公務員給与や議員報酬は高止まりしたままであり、地方自ら身を削る行革努力が極めて不足しているといえる。

(1) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。

それに伴い、基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進するとともに、議員定数削減や行政のスリム化などの合併メリットを追求する必要がある。

(2) 行財政改革を行うために、例えば「事業仕分け」のようなわかりやすい手法を広く導入すべきである。

(3) 地方公務員給与は、国

家公務員給与と比べたラスパイレズ指数が是正されつつあるものの、手当てなどを含めると依然としてその水準は高く、適正水準への是正が必要である。

(4) それには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すべきである。

(5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たさなければならぬ。

また、高すぎる議員報酬の一層の削減を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制導入などの流れを加速させるべきである。

(6) 身近な行政サービスを「行う地方には安定的財源が必要であり、景気による変動や地域による税収偏在の大きい税制は望ましくない。

現在の地方法人二税に大きく依存している状況には問題があり、見直しを検討することが必要である。

川東支部

★親睦ゴルフ大会

10月9日(水) 富士屋ホテル
仙石ゴルフコース 参加者
16名

南足柄・山北支部

★美化清掃とバーベキュー大

会
9月29日(日) 参加者124
名

足柄支部

★バス親睦旅行会「千葉鋸山

の空中散歩と浜焼き食べ放
題」

9月29日(日) 参加者35名

湯河原・真鶴支部

★「新橋演舞場九月大歌舞伎

観劇」と「横浜ベイシエラ
トンホテルでの夕食」
9月24日(火) 参加者39名

箱根支部

★老舗旅館で楽しむ演芸会の

タベ
10月8日(火) 参加者16名

女性部会

★「九月花形歌舞伎」観賞会

9月11日(水) 参加者40名

青年部会

★中学生を対象にした「租税

教育及び販売体験学習」
9月21日(土)・22日(日) 小田
原城二の丸広場



11・12月の税カレンダー

納付期限を守りましょう!

★所得税(国税)

・10月分源泉所得税の納付期限……………11月11日(月)
・11月分源泉所得税の納付期限……………12月10日(火)

★法人税(国税)

・9月末決算法人の確定申告と納付期限…12月2日(月)
・3月末決算法人の中間申告と納付期限…12月2日(月)
・10月末決算法人の確定申告と納付期限…1月6日(月)
・4月末決算法人の中間申告と納付期限…1月6日(月)

★消費税及び地方消費税

・9月末決算法人の確定申告と納付期限…12月2日(月)
・10月末決算法人の確定申告と納付期限…1月6日(月)



インターネットでセミナー受講

セミナー オンデマンドサービス

無料!



■一般経営 ■政治経済 ■環境・高齢化 ■健康・ライフスタイル ■著名人 ■研修・人材育成 ■実務家 ■労務 ■税務・財務・経理 ■法律

小田原法人会のホームページにある「24時間 いつでも視聴 インターネットセミナー」を
クリックしてください。
以下のログインIDとパスワードでログイン後、全てのセミナーが無料で視聴出来ます。

IDとパスワードは ID:hj0235 パスワード:3641

- ★ インターネットセミナーだから 何時でも・何処でも・好きなだけご
利用いただけます。
- ★ 映像と音声による本格的セミナーが受講できます。
- ★ 忙しくてセミナーや研修会に参加できない方など最適。
- ★ 勉強会(社内研修)や経営者の自己研鑽などにご活用ください。
- ★ 250以上のコンテンツが視聴できます。

★小田原支部

諸星梱包(株)	諸 星 重 文	梱包・ライン作業・DM発送	小田原市扇町2丁目32番25号	0465-34-8660
---------	---------	---------------	-----------------	--------------

★足柄支部

(株)熊谷設備	熊 谷 洋 一	配管設備業	大井町金子字新宿1036-6	0465-83-3732
---------	---------	-------	----------------	--------------

会 員 様 へ 感 謝 状



今後の事業活動スケジュール〈平成25年11月～平成26年1月〉

※詳細は事務局(0465-23-3641)にお問い合わせください。

日	時	行事名	場所	対象
12月				
17(火)	15:30～17:00	定例理事会	小田原箱根商工会議所	会員
18(水)	14:00～16:30	決算法人説明会(12月決算法人対象)	小田原税務署	法人
1月				
22(水)	14:00～16:30	決算法人説明会(1月決算法人対象)	市民会館	法人
27(月)	16:00～19:00	新年賀詞交歓会	湯本富士屋ホテル	会員

県税事務所からのお知らせ——法人事業税の外形標準課税制度について

外形標準課税制度の目的・・・平成15年度の税制改正により、法人の事業税に外形標準課税が導入され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度分から適用されています。

この制度は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化・産業構造改革の促進といった重要な意義を有しています。

対象法人・・・資本金が1億円を超える法人(所得課税法人のみ。公益法人等、特別法人、人格なき社団等および投資法人等は対象外)

課税標準

①所得割：所得

②付加価値割：付加価値額(報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料±単年度損益)

収益配分額

(収益配分額に占める報酬給与額の割合が大きい法人に対しては、配慮措置が講じられています。)

③資本割：資本金等の額

(資本金等の額が特に大きい法人に対しては、配慮措置が講じられています。)

税率・・・下記の県税事務所にお問い合わせください。

徴収猶予・・・赤字が3年以上継続する法人や創業5年以内の赤字ベンチャー企業を対象とする徴収猶予制度(最長6年間の猶予)があります。

このほか、申告方法など法人事業税に関するお尋ねは、下記の県税事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ先 小田原県税事務所 ☎0465(32)8000(代) 足柄上県税事務所 ☎0465(83)5111(代)

税に関する無料相談所

小田原支部の税理士が直接相談
に応じ、秘密は厳守致します。

来所は事前に電話にて予約して
下さい。また、電話での相談も可
能です。



場 所 小田原箱根商工会議所会館5階
東京地方税理士会小田原支部事務局
電話 0465-24-0195

日 時 毎週水曜日：午後1時30分～4時
ただし、祝日・毎月25日以降の水曜
日と年始1月1日～10日、2月16日
～3月15日を除く

相談内容 税務相談・税務書類の書き方指導等

西さがみ再発見!

ゆにむえ

古の城 たずね歩き

荒井城

▼所在…真鶴町城ノ本

▼別称…

▼海拔…50～70m

▼築城年代…

▼城主…

真鶴半島のつけ根の位置の最高地点にあたる尾根に囲まれた、長径約150m・短径約100mの窪地がある。

荒井城は、この地形を巧みに利用した居館形式の城と考

えられる。

ほぼ完全な形で周囲を尾根と空堀に囲まれる谷戸地形は大変珍しい例で、一般に谷戸を城館にとり立てる例は、中世でも比較的古い。

地下水脈が少ないといわれる真鶴にあつて、谷戸を囲む尾根の東のピークから北側にかけての付近は、唯一井戸が掘れる場所であることから、居住に適した場所であつたといえる。

この城址の歴史を記した史料は、他の居館や城と同様に乏しい。その中で、1180年(治承4)の源頼朝の挙兵以来、最も戦功のあつた土肥次郎実平の祖父を荒井刑部実継とする伝承がある。土肥館といわれる湯河原町の『城願寺縁起』がそれで、そこは土肥氏の本貫地である。あるいはこの荒井氏が、土肥一族として古くからこの地にかかわつていたのかも知れない。

谷戸の西側尾根を越えた山裾の福浦地区は、江戸時代初期まで荒井村と称し、城の名前の由来と思われる「荒井」は、古くからの地名だった。

現在ここは、真鶴町の都市公園「荒井城址公園」として整備されていて、階段には地元の小松石が使われている。

土肥城

▼所在…湯河原町城址(飛地(足柄下郡土肥堀ノ内村))

▼別称…

▼海拔…565m

▼築城年代(推定)…室町時代(戦国期)

▼城主…

箱根外輪山南部の大観山から、湯河原に向かって降りる尾根の中腹に土肥城があつたといわれる。その地は古くから城山と呼ばれ、戦国期の古道を押さえる山城である。

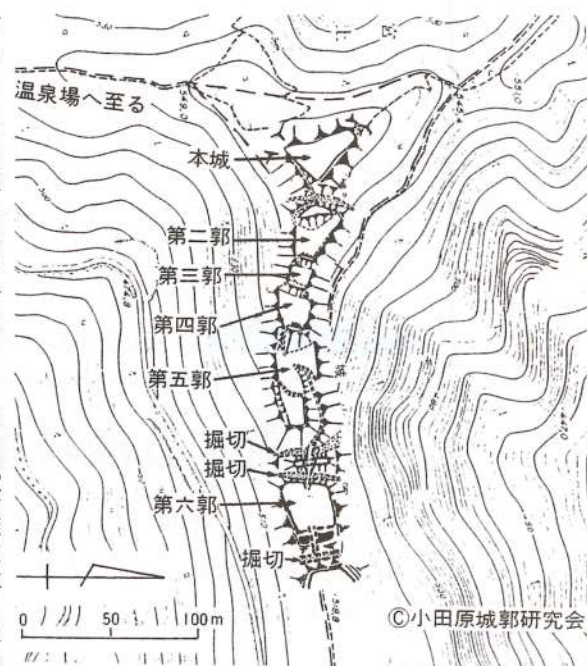
土肥館は城の山裾、JR湯河原駅裏手の高台に位置し、土肥一族にゆかりの深い万年山城願寺付近一帯が館跡とされている。古くは堀之内村、現在は城堀という地名である。土肥城と土肥館とは距離にして約2キロ、高さ約400mの隔たりがあることから想像すると、この2つを付属さ

せることは困難と思われる。

土肥城と土肥館のいずれについても、記述は『新編相模国風土記稿』にしかない。

まず土肥城についてみると「村(堀之内村)の異方(南東)正しくは戌亥北西の間違い)にあり、土俗山上を土肥実平の城址と伝ふれど、信じがたし。蓋、北条氏(後北条氏)の頃、望哨など設けし遺跡なるべし」とある。これに書かれているように、12世紀末、頼朝の石橋山挙兵の際の功労者の一人である土肥次郎実平またはその一族の城と考えられることは、時代的にも無理がある。どちらかといえば後北条氏の城、あるいはそれ以前の大森氏時代の築城とする見解も有力となってくる。

右の城の実測図のように、比較的確傾斜の強い部分に、6



土肥城実測図

つの郭が雛段状に並んで構成されている。複数の郭を串だんご状に連ねた城郭は、箱根山中でも例は多いが、6つも連続するケースは少ない。

一方の土肥館については、早くから不明になっていて、「実平宅跡は城願寺前の白田(畑)を云」また「構内長百間(180m)、横七十間(126m)」と記しているが、一方で「(天保12年)1841」遺跡の存するものなし、但、此辺の字を御庭と呼ぶのみなり」とあつて、この当時から遺構はすでに確定していない。ただ、館跡に建てられたとされている城願寺の寺伝では、寺の中興開基を土肥次郎実平とし、また寺内には土肥一族の墓石群(神奈川県史跡)があつて、土肥一族との由縁を伝えるばかりである。

源頼朝と真鶴・湯河原

中央の貴族政治を倒し、武士による政治を開いた革命児・源頼朝。真鶴・湯河原は、日本の歴史の大転換の起点となった記念すべき舞台である。

1160年（永暦元）3月11日に伊豆の蛭ヶ小島に流された頼朝は、1180年（治承4）8月20日、挙兵し土肥郷（湯河原町）に入る。この旗上げをバックアップしたのが、伊豆の北条、宇佐美、湯河原の土肥、平塚の岡崎、三浦半島の三浦一族などだった。

1180年（治承4）8月23日午後4時、石橋山合戦が始まった。はじめ、北条・土肥氏らと石橋山にもった時には、三浦軍団の到着が間に合わずわずか300騎ほど、対する平氏側は10倍の3000騎だったとされている。負けた頼朝軍は、雨が降り続く中を山中に逃れた。絶望して自殺しようとした頼朝を、土肥・岡崎らの面々は強く励ましなが箱根神社の宿坊に隠れたりして、苦心さんたんの末にたどりついたのが真鶴

だった。

この「謡坂」は、戦いに敗れた頼朝ら7人が箱根山中からのがれてここで休息し、再起を図って土肥実平がうたい踊った所といわれ、碑が残っている。A

また、頼朝らが隠れたと伝えられているのが「シトドの窟」。このシトドの窟だが、湯河原と真鶴にある。B

中野敬次郎著『石橋山合戦前後』にこう書かれている。

湯河原の「シトドの窟」は、窟内に観音石像が33体も安置してあるところから地元の人々はその昔「33体観世音の岩屋」と呼んでいたらしい。

1930年（昭和5）に「頼朝会」という会ができ、頼朝が戦いに敗れて逃げ回ったルートを探っているうちに、その会の人々がこの岩窟を見て「これぞ頼朝一行が隠れ棲んだシトドの窟」ということになって、1955年（昭和30）に県の史跡指定となったという。もともと史跡指定書の名称は「土肥相山巖窟」となっている。



「シトドの窟」は真鶴にもあり、どちらが「本家」かわからないのだが、どちらも本家ということでもおかしくはない。

石橋山の合戦で頼朝に協力した土肥氏の勢力は早川に延び、土肥実平の子遠平は小早川姓を名乗り、小田原付近に居を構えた。

さて、合戦に敗れて旗挙げは失敗した頼朝だったが、三浦半島へ逃れれば三浦一族がいるし、千葉にも頼朝に心を寄せる豪族がいた。

1180年（治承4）8月28日、頼朝は再起を期して真鶴の岩海岸から船出し、安房（千葉）へ向かった。石橋山合戦での敗戦から5日後のことだった。頼朝船出の碑も建立されている。C

それからわずか40余日後の10月6日、頼朝は5万の大軍勢をひきつれて鎌倉に入り、1192年（建久3）に鎌倉幕府を創設した。鮮やかな歴史の大転換だった。



租税史

あれこれ ⑥

日本の税制は、律令制の「租庸調」に始まるとされる。ここでは、長い税制史の中から、余り知られていない史実を取り上げる。

1949年（昭和24）6月1日に開庁した国税庁には広報課、各国税局総務課に広報係がそれぞれ設置された。

広報活動の充実

昭和24年度の広報の方針は、納税に対する国民の理解をより一層得るために、納税者の不満や不平の一掃に重点が置かれた。

また、税の知識の普及と納税に対する意識の高揚を図るため、ポスターや紙芝居、映画などの媒体が用いられた。このほか、税の新聞として国税庁監修の『税のしるべ』や、高校生を対象とした色刷

りの冊子『租税教室』なども発行された。

メディア媒体も活用

その後ラジオやテレビの普及に伴って、青色申告者のための長期連続放送講座や簿記講座などのラジオ放送、「くらしと税金」と題したテレビ番組などの放映が始まった。

「税を知る週間」はじまる

1974年（昭和49）から「税を知る週間」が始まった。11月から行われるようになったこの催しでは、税そのものについて広く考えることを目的に、納税者との座談会や税金展、税務相談など、地域性を生かした各種行事が実施された。（注・現在は「税を考える週間」と改称）

ラジオ放送と

街頭録音

終戦直後のラジオ（当時はまだ民間放送はなく、NHKだけ）の人気番組のひとつに「街頭録音」があった。

これは、日本の民主化はまず言論の自由からという占領政策の一環として始まった番組だと言われ、その時々々の問題について街頭で一般の人々の意見を求め、全国放送するものだった。

第1回は1946年（昭和21）5月6日に行われ、テーマは深刻な食糧難を反映して「あなたはどうかやって食べていますか」というものだった。

活発な意見と多くの声

1949年（昭和24）9月7日、高橋衛初代国税庁長官をゲストに迎えて、東京銀座の松屋デパート横で収録された。テーマとして「税務官吏に何を望むか」が取り上げられ、この模様は9月13日午後9時30分から30分間、全国に

1954年（昭和29）の大阪府での街頭録音風景（ゲストは平田長官）。

放送された。

集まった納税者からは
・課税が公平ではない。
・申告納税とはいいいながら、税務署は納税者の申告を信用せず、税金を押しつける。
・経験が浅く若い職員が多い
ため、納税者の質問に対して満足な回答が得られない。
・社会常識が不足している。
など、課税への不平不満や職員の質に関わる意識が次々と出された。

これらに対して高橋長官は「職員の質については、終戦後に相次いで行われた新税の創設や税制改正などで納税者が急増したため、職員を急いで増加する必要があり、そのために25歳未満で事務経験の浅い者が全体の約70%を占めるようになっていた。指摘のようなことがないよう、職員研修や訓練に大いに力を入れている」と説明している。

広報用にレコード化も

また、広報用に78回転のレコード化したものの、今では簡単に聞くことができない過去の代物になってしまった。反面、国税庁発足前後の残された記録も少なくなっている。その意味では、このレコードは当時の状況を伝えるユニークな史料である。

納税者の声録音

小田原税務署員が街頭へ
1969年（昭和44）
11月5日『神奈川新聞』

「納税者の声を聞く旬間」が十日まで全国的に行われているが、小田原税務署では四日、署員四人が国鉄小田原駅前に出て納税者の街頭インタビューを行なった。

旬間中、県下十二の税務署では、高校生の一日署長や出張税務相談などが催されているが、小田原税務署では直接、納税者の意見を聞いて今後の税務行政の指針にした、という案が署員から出され、この街頭インタビューとなった。

この日は午前十時から納税者の意見を聞いた。ほとんどがサラリーマンだったが「源泉徴収が高すぎる」という意見がやはり多かった。

インタビューはさらに六、七の二日間、いずれも午前十時から一時間、志沢デパート前で行われる。

今から20年ほど前まで、患者はがんという病名を知らされないまま、手術や放射線治療、抗がん剤治療を受けていました。

現在は違います。医師が患者に、がんであることを告げ、治療法や期待される効果、予想される合併症について説明し、いくつかの選択肢の中から、患者自身が治療方法を決定するというのが当たり前になっています。

しかし、今でも、治癒する見込みがないような高度に進行したがんである場合、残された人生が短いことを患者自身に告げることはまれです。

なぜでしょうか？

「助かる見込みがないことを患者自身に告げるなんて、かわいそうです。そんなことをしたらショックのあまり、もっと早く死んでしまうかもしれないじゃないですか。」と家族は口を揃えてこう言います。

確かに、助かる見込みがないことを伝えられれば、どんな人だってショックですし、ふさぎ込むでしょう。しかし、どんなに絶望的な状況であっても、そこからわずかな希望を見だし、時間がかかっても立ち上がり、少しずつ前を向いて歩き出すのが人間なのです。そして『自分らしさ』を取り戻すのです。

信じられないかもしれませんね。

では、家族の立場ではなく、あなた自身の問題として考えてみてください。もしあなたが、ご自身の余命が短いことを知ったとしたら…。ショックのあまり口も聞けないでしょう。食事もできないでしょう。家族に八つ当たりするでしょう。でも、残された日々で、やり遂げなければならないこと、しておきたいことが頭に浮かぶのではありませんか？ たとえば、家族や友人に感謝の気持ちを伝える、子供達に自分の生きてきた人生の意味を伝える、自分が存在しなくなった後のことを周囲の人々と本音で語る。

もし、あなたがご自身の余命について告知されていなければ、このような機会が奪われてしまうかもしれません。あなたが伝えておきたい気持ちがあなたの頭の中にだけとどまり、残された人々は『永久』にそれを窺い知ることができなくなるのです。

余命が短いことを患者に告知する、しない。とても難しい問題です。ただ、『告知しない』ことは、その人の最期の言葉を永久に封印してしまうかもしれない、残された時間を有意義に過ごす機会を奪う（かもしれない）ということを知っていただきたいのです。

「どうしたらいいのかわかりません」。大概のご家族は悩めます。ぼくはこう答えます。「迷ったら、あなたが患者と同じ状況になったとき、こうして欲しいと思うことをしてあげてください」と。

この記事に関するご質問は病院までお問い合わせください。



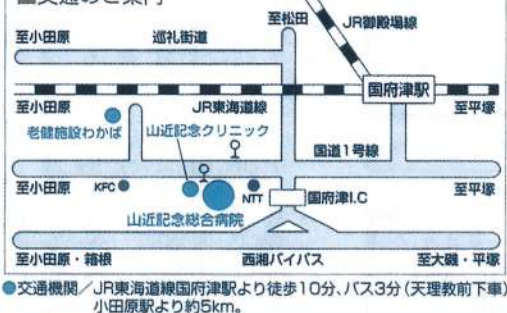
医療法人 尽誠会

山近記念総合病院

〒256-0815 神奈川県小田原市小八幡3-19-14
TEL 0465-47-7151(代) FAX 0465-47-8178
URL <http://www.hospital.ne.jp/yamachika/>

●診療受付時間／午前8時～11時30分 午後1時20分～4時30分
●休診日／日曜日・祝日・毎月第2・4土曜日・年末年始

■交通のご案内



お弁当に合う簡単お惣菜

その〈6〉
(協力/南魚國商店)

秋鮭の和風ピカタ

和風仕立てで、たべやすく!

材料

鮭切り身	2切れ
小麦粉	適量
粉チーズ	少々
万能ねぎ	お好み
麵つゆ(温そば用)	300cc
卵	1ヶ
塩、コショウ	少々
胡麻油	少々
秋茸	100g
片栗粉	少々

作り方

- 1) 鮭に塩、胡椒を少な目に振り、小麦粉、卵、粉チーズの順にまぶす。
- 2) フライパンを火にかけ、胡麻油を入れ、鮭を火が通るまで焼く。
- 3) 麵つゆを温め秋茸を入れ、火が入ったら片栗粉でとろみをつける。
- 4) 焼きあがった鮭を器に盛り付け、3)を上から掛けて、葱を散らしたら出来上がりです。

ポイント

弱火からじっくり焼き上げること!

●しぐれ

「時雨」と書くように、一時的な通り雨のことです。多少の弱い風を伴う。旧暦10月、今の11月を「時雨月」というように、秋と冬の境目に降る秋しぐれが最も多いが、これは日本独特のもので、外国にはない。

京都盆地では北山の一帯だけに黒雲が低くたれこめ、やがて冷たい雨が降る。だが市内の南半分では日が照っている。

——この現象を北山しぐれ、片しぐれと呼んでいる。

季節のお天気暦 ⑥



●小春日和

立冬もとうに過ぎ、いつしか冬の風景に変わっていく頃に、どうかすると一日ぐらいたかぽかた暖かな日になることがある。これを小春日和と呼んでいる。アメリカではインディアンは、ドイツでは老婦人の夏という。

●さざんか梅雨

11月の立冬を過ぎる頃に降る雨をいう。山茶花の真っ赤な花が雷を開いて咲き始める



頃で、秋の長雨ほどではないが、季節の変わり目の雨という感じがする。春の菜種梅雨

に対し、さざんか梅雨と名づけられたのは、最近である。

●風花

晴れ渡っているのに、どこからともなく舞い降りてくる雪をいう。サクラの花が散るように粉雪がちらつくもの、綿雪のようなもの、あられに近い感じのものなどがある。

●雪おこし

地方によっては雪が降る直前に雷が鳴ることが多く、これを雪おこし、雪おろしなどという。雪の近づく印としてハタハタの捕れ始める合図だという。

●寒波

真冬になると、低気圧が通るたびに寒帯地方の空気が波のように周期的にやってくるので寒波という。1902年(明治35)には、青森県の八甲田山で雪中行軍をしていた陸軍部隊210人中の199人が、寒波に襲われて凍死した。



日本政策金融公庫
小田原支店(国民
生活事業)からの
「お知らせ」

「事業資金」受付中!!

日本政策金融公庫・小田原支店(国民生活事業)では、商品仕入資金、ボーナス資金、諸経費支払資金等の運転資金や店舗改装、機械購入等の設備資金の融資もお取り扱いしております。

基準金利は年1.90%(5年以内支払い固定金利)、長期返済も可能です。

この他、IT資金貸付(7200万円以内)・セーフティネット貸付(4800万円以内)など様々な特別貸付制度があります。

問合せ 小田原法人会事務局
☎0465(23)3641

利率は平成25年11月11日現在のものです。

＜融資制度の概要＞

	国の事業ローン (普通貸付)	セーフティネット貸付	企業活力強化資金	IT資金
ご融資額	4,800万円以内	4,800万円以内	7,200万円以内	7,200万円以内
ご返済期間	運転5年以内 設備10年以内	運転5年以内 設備15年以内	運転5年以内 設備20年以内	運転5年以内 設備15年以内
対象者	事業を営む方	売上が減少している など業況が悪化 している方	小売業、卸売業、飲 食サービス業または サービス業を営む方 で、店舗の新築・増 改築や機械設備の導 入を行う方など	情報化投資を行う 方
利 率	年1.45%～3.65%	年0.85%～2.75%	年0.60%～3.75%	年0.60%～3.75%

★お使いの返済期間または担保・保証人の有無などによって異なる利率が適用されます。
★審査の結果、お客様のご希望に沿えないことがあります。

また当公庫では「教育ローン」もお取り扱いしております。教育ローンにつきましては、教育ローンコールセンターまでお問合わせください。
日本政策金融公庫小田原支店(国民生活事業) 融資相談係
☎0465(23)3175

●教育ローンコールセンター
0570-008656
03(5321)8656

～夢と未来に向けて～
かながわの中小企業を応援します!



神奈川県信用保証協会

信用保証協会は、事業資金を借入するときの
「公的な保証人」となり
中小企業をサポートします。

随時ご相談をお受けしています。小田原支所
TEL:0465(23)0138 <http://www.cgc-kanagawa.or.jp/>



横浜銀行

小田原ビジネスローンセンター

横浜銀行のビジネスローンセンターでは、
多彩な融資商品ラインアップで皆さまの資金ニーズにお応えします。

ビジネスローンのご相談は、電話・FAXでOK!

中小企業向け事業資金のことなら、まずは、横浜銀行のビジネスローンセンターへ。
電話・FAXでお気軽にご相談ください。



横浜銀行



小田原ビジネスローンセンター(小田原支店内)
〒250-0011 小田原市栄町2-7-36
TEL:0465-23-4035 FAX:0465-23-4037
【電話受付時間】銀行窓口営業日の9:00～17:00

小田原法人会提携

ご融資期間…最長10年
担保…原則不要
融資新規取扱手数料無料

ビジネスローン

地域再生・企業支援ローン「きずな」

“共に生きる、そして共に栄える”

事業資金のご相談は…さがみ信用金庫へ

※お申込みについて所定の審査をさせていただきます。
その結果ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

お客様サポートダイヤル 0120(426)614

最低賃金のお知らせ

「神奈川県で働くすべての方へ 確認しましょう！ 最低賃金」

- 地域別最低賃金 平成25年10月20日改正
最低賃金の件名 神奈川県最低賃金
効力発生年月日 平成25年10月20日

1時間

868円

神奈川県これまでの最低賃金849円から19円アップ



●適用

- ・神奈川県内の事業場で雇用されるすべての産業の労働者に適用されます。
 - ・パートタイマー、臨時、アルバイト等の労働者にも適用されます。
 - ・派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されますので、派遣先事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。
- ※産業によって特定（産業別）最低賃金が定められているものがあります。

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

- ☐最低賃金額は都道府県ごとに違うことをご存じですか？
☐賃金は最低賃金額以上になっていますか？
☐使用者は適用される最低賃金額を周知していますか？

最低賃金制度とは？

働くすべての人に、賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金には都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業に適用される「特定（産業別）最低賃金」があります。最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めており、使用者（事業主）は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

適用される対象者は？

働くすべての人に、適用されます。

地域別最低賃金はすべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして、常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されますので、派遣元の使用者と派遣される労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

最低賃金額以上になっているかのチェック方法は？

支払われる賃金（※）と適用される最低賃金額を、以下の方法で比較します。

- (1) 時間給の場合 (2) 日給の場合
時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額） 日給 $\div$ 1日平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
(3) 月給の場合
月給 $\div$ 1か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
(4) 上記（1）、（2）、（3）の組み合わせの場合
例えば、基本給が時間給制で手当（職務手当など）が月給制などの場合は、それぞれ上記（1）、（3）の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額（時間額）と比較します。

（※）最低賃金との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

- ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

神奈川県に近接する都県の最低賃金額

東京都 869 円（H25.10.19～）、静岡県 749 円（H25.10.12～）、山梨県 706 円（H25.10.18～）

※ご不明な点は小田原労働基準監督署までお問い合わせください。

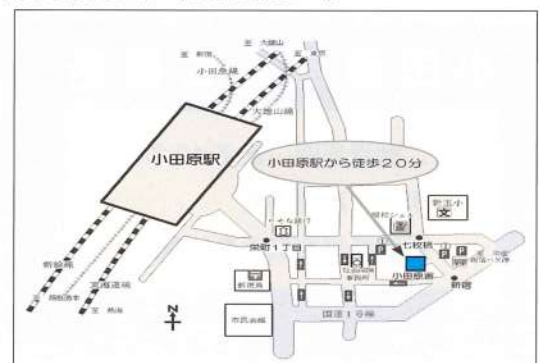
〒250-0004 小田原市浜町1-7-11 Tel.0465-22-7151

～働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト～

「こころの耳」 <http://kokoro.mhlw.go.jp/>

仕事は大切だけれど、いちばん大事なことではない。
いちばん大事なのは、あなたの命です。

厚生労働省・小田原労働基準監督署





小田原税務署からのお知らせ



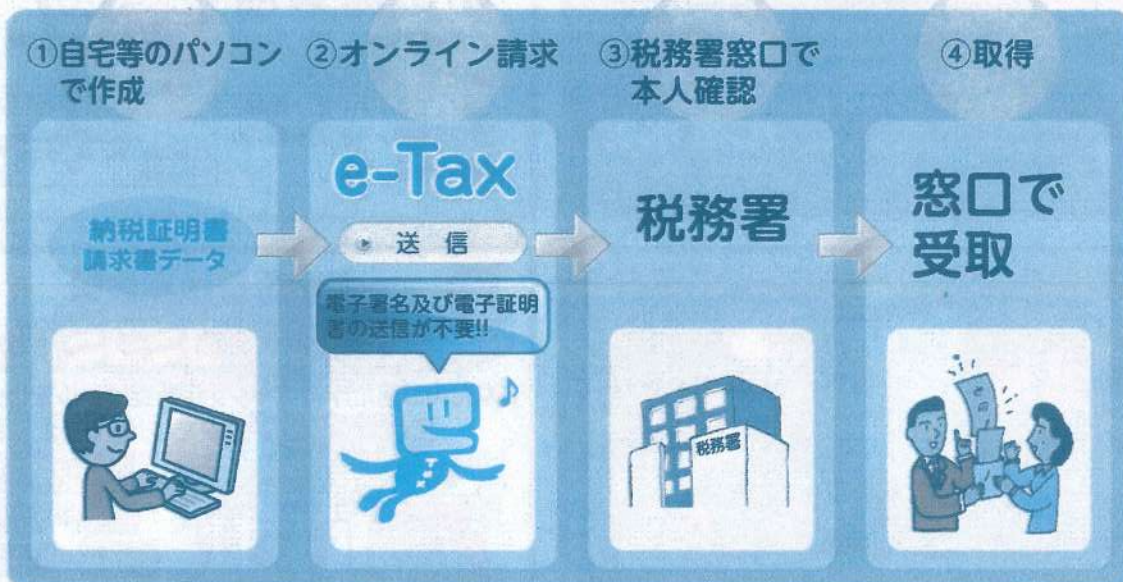
納税証明書のオンライン請求が とっても便利になります。

請求は自宅等の
パソコンから

税務署窓口で納税証明書を受け取る場合、自宅等からのオンライン請求に、電子証明書やICカードリーダーが不要になります。

(平成25年10月1日から開始)

納税証明書交付請求書の作成に当たっては、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)をご利用ください。



※代理人による請求書データの送信と納税証明書の受取も可能です(代理人による受取には委任状が必要となります。)。受取の際には、本人(代理人)であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)をご持参ください。なお、本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かれます。詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご確認ください。

オンライン請求のメリット



- ①手数料が安価です。1税目1年度1枚370円(通常400円)
- ②窓口で書面により請求する場合と比べ、短い時間で受け取れます。(当日の受取を指定された場合には、多少お時間をいただくことがあります。)

● 詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。



国税庁

北條水軍

駅から徒歩約3分!!
北條水軍 (小田原駅前)

豪快で新鮮なマクローと魚がたつぷり楽しめる
水軍料理の店。小田原に堂々オープン!

世界のソムリエ、田崎真也氏が
当店のスペシャルアドバイザーとして、
料理と相性の良いワインを
セレクトしています。
お好みのワインでお楽しみください。

近所物一本! 小田原駅前
その日のおまかせ 豪華水軍鍋

新鮮な魚介類を毎日
取り揃えています

お取り寄せ 56席

北條水軍
鮎と鮮魚とお酒のお店

田崎真也 Tsunaki Shinya

予約受付中 0465-20-0096
11:00~14:00 17:00~LO22:00
(日・祝、日曜日は21時まで営業)
神奈川県小田原市栄町1-151 逸田ビル2階
www.houjyo-saigun.com

NTT docomo

11/22(金)小田原東店が 移転オープン

巡礼街道沿いの現店舗は店内と駐車場が狭く、ご迷惑をおかけしております。鴨宮駅近くの新店舗は店内・駐車場面積が約3倍に広がり、ゆったりと最新機種をご体験いただけます。スタッフ一同、ご来店をお待ちしております。

ドコモショップ 小田原東店

<新住所>
小田原市鴨宮235
(旧ハヤミネストア跡地)
■営業時間/10:00~19:00
■定休日/なし



会員の皆様、会社・お店をPRしませんか!

掲載は「無料」です!

50名様規模の式に必要な祭壇セット葬儀備品と
搬送料、ホール使用料、事務手数料など合わせて

¥493,000~

搬送料など料金が変動する場合がございます
返礼品、お料理などの費用は含まれておりません

コスモスの会 会員募集中

入会金 1万円のみで、永久会員

年会費及び月々の掛け金は一切不要 年中無休

会員さまは、白木・洋風各祭壇セット 30%割引 24時間受
生花祭壇 5~10%割引

小田原セモノーホール

成田セモノーホール

TEL・0465-45-4400

個人葬、家族葬
火葬式、お別れ会など
ご自宅での葬儀も承ります

お店応援特別企画 商売繁盛コミコミパック

あなたのお店だけの オリジナル販促ツールをセットにして
お得な定額プランでお作りします!!



開店記念企画や
各種イベント企画、
新商品・目玉商品の
アピール等に最適!!

お得なプラン セット内容の一例			
5万円プラン	セット例 A	セット例 B	セット例 C
	・のぼり旗 X5 枚 ・ポスター A1X5 枚 ・ポスター A4X10 枚	・ポスター A1X5 枚 ・ポスター A4X10 枚 ・チラシ A5X500 枚	・のぼり旗 X5 枚 ・オリジナルシャツ X10 枚
10万円プラン	セット例 A	セット例 B	セット例 C
	・のぼり旗 X5 枚 ・ポスター A1X5 枚 ・バブル 3つ折り A4X1000 枚	・のぼり旗 X5 枚 ・ポスター A1X5 枚 ・チラシ A5X500 枚 ・横断幕 X1 枚	・ポスター A1X5 枚 ・チラシ A4X500 枚 ・サービス券 X500 枚 ・アンケート用紙 X500 枚 ・ティッシュ X1000 枚 ・ライター X100 個

打合せの上、お客様のニーズに合わせたセット内容でお作りすることが出来ます!!

※その他 7 万円プランもご利用しております。
※表示価格は税抜価格です。※商品写真撮影は別途料金となります。

見積無料

お気軽にお問い合わせください!

株式会社 コバヤシ
0465-47-3734
小田原市南鴨宮 1-12-10

